

# 準 加 盟 規 程

最終改定日：平成 28 年 6 月 1 日

## 第 1 条 【目 的】

この規程は、Vリーグ機構への加入を目指すチームに門戸を広げ、Vリーグ機構主催大会への参加を通じて競技力・経営力の向上を促すとともに、情報の共有と入社に必要な指導や助言を行なうことにより、将来の加入を円滑に進めることと、それによってトップリーグへの夢を持つチームを増やし、底辺の拡大と普及発展を目指すことを目的とする。

## 第 2 条 【準加盟の要件】

準加盟するチームは、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 準加盟後可及的速やかに、Vリーグ機構の社員の資格を具備し社員として入社する意志を持つチームであること。
- (2) Vリーグ機構定款第 9 条に定める社員の資格を具備していること。もしくは 3 年以内に具備することができる可能性が高いこと。
- (3) Vリーグ機構規約第 9 条に定めるチームの資格要件を具備していること。もしくは 3 年以内に具備することができる可能性が高いこと。
- (4) Vリーグ機構規約第 10 条に定める条件を満たす、チーム名称、チーム呼称、ロゴマークを有していること。
- (5) Vリーグ機構規約第 13 条に定めるホームタウンを有していること。
- (6) その他 Vリーグ機構の定める定款・規約・各種規程類の適用を受けることを了承していること。

## 第 3 条 【準加盟チームの義務】

準加盟が認められたチームは、次の義務を負う。

- (1) 年度（7 月 1 日から翌年 6 月 30 日）ごとに、指定された期日までに、参加費 50 万円を支払う。一度支払われた参加費は、理由の如何を問わず返還しない。但し、Vリーグ機構緊急時対策規程に規定する不可抗力により、大会の一部または全部が開催不能となった場合は、同規程第 13 条に基づき、参加費の返還を行うことがある。
- (2) Vリーグ機構の定める定款・規約・各種規程類の適用を受けることを予め承し、これを遵守する。これに違反した場合は、Vリーグ機構社員チームと同様にVリーグ機構による処罰の対象となる。（「Vリーグコンプライアンス規程」参照）
- (3) チャレンジリーグⅡ並びにVリーグ機構主催大会へ参加する。
- (4) チャレンジリーグⅡ参戦シーズンより、Vリーグ機構の定める回数のホームゲームをチームが所属する都道府県協会と協力して開催する。
- (5) Vリーグ機構が指定する会議へ出席する。
- (6) 本条第 5 号以外にVリーグ機構が許可をした会議や研修会にオブザーバーとして出席

する。但し、オブザーバーとして参加する会議や研修会への参加に伴う旅費・交通費は当該チームが負担する。

- (7) 名刺や印刷物へ「Vリーグ機構準加盟チーム」と表記する。また、表記にあたっては「Vリーグ機構準加盟チーム」であることを示すロゴマークを使用する。ただし、Vリーグのロゴ等の使用はできない。

#### 第4条〔チャレンジリーグⅡへの参戦〕

- (1) 準加盟チームがチャレンジリーグⅡへ参加するにあたっては、Vリーグ機構の定める定款・規約・各種規程類を遵守するとともに、定められた手続きを期限内に行わなければならない。
- (2) 準加盟チームはチャレンジリーグⅡの順位に関わらず、チャレンジリーグⅠとの入替戦プレーオフ（仮称）に参戦することはできない。（但し、Vリーグ機構規約第8条に基づき入社内定を受けたチームはその限りではない）
- (3) 準加盟チームはチーム事由によってチャレンジリーグⅡの参戦を辞退することができる。ただし、シーズン開幕6カ月前から当該シーズン終了までの期間に辞退することはこれを認めない。参戦辞退によりVリーグ機構に損害が生じた場合は、チームはその賠償の責を負う。

#### 第5条〔準加盟の申請〕

準加盟の申請は、毎年4月1日から8月1日の期間に、代表理事に対し、Vリーグ機構が別途指定する様式書類の提出をもって行う。

#### 第6条〔準加盟の審査〕

- 1 代表理事から諮問されたVリーグ機構役員が、提出された書類をもとに、第2条に定める準加盟要件の具備の有無を調査する。Vリーグ機構役員は、必要に応じて、現地調査、関係者等へのヒアリング等を行う。
- 2 Vリーグ機構理事会が、第1項の調査結果に基づき、準加盟の可否を審議し、決定する。

#### 第7条〔内定及び加盟日〕

- 1 Vリーグ機構理事会は、第5条の申請後、当年10月末日までに、準加盟の可否（内定の有無）を当該申請チームに通知する。
- 2 Vリーグ機構は、内定を決定し当該チームに通知した後速やかに、当該チームが内定した旨を公表する。
3. 10月末日までに内定の通知を受けたチームは、翌年の7月1日に、Vリーグ機構に準加盟する。しかし、準加盟の内定及び通知が11月1日以降となった場合は、チャレンジリーグⅡへの参戦については、翌々シーズンからの参戦となる。

## 第8条〔Vリーグ機構への入社〕

1. Vリーグ機構への入社を希望するチームは、入社申請を行う1年以上前に準加盟の承認を受けなければならない。
2. Vリーグ機構への入社に関しては、Vリーグ機構規約第8条に基づく。

## 第9条〔認定の取り消し〕

準加盟チームが次の各号の一つにでも該当するときは、理事会の決議をもって準加盟の認定を取り消すことができる。

- (1) Vリーグ機構の名誉を傷つけ、またはVリーグ機構の目的に反する行為があったとき。
- (2) 第2条に定める準加盟の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第3条に定める準加盟チームの義務に違反したとき。
- (4) 準加盟後3年以内に、Vリーグ機構社員総会において入社の承認が受けられなかったとき。但し、承認を受けられない特段の事情がある場合は、その事情を理事会に説明し、理事会が承認する場合のみ、その限りではない。

## 第10条〔改正〕

本規程を改正するときは、運営会議の発議に基づく理事会の決議により、これを行う。

## 附 則

### 第1条〔施行日〕

本規程は、平成20年4月1日より施行する。

### 第2条〔経過措置〕

第4条〔準加盟の申請〕の申請期間を、平成26年のみ4月1日から12月31日までとする。

### 第3条〔経過措置〕

- 1 第5条〔準加盟の申請〕の申請期間を、平成28年のみ10月末日までとする。
- 2 第7条〔内定及び加盟日〕1項の準加盟の可否(内定の有無)を通知する期間を、平成28年のみ12月31日までとする。

### <改定履歴>

平成26年8月28日 準加盟制度の見直しに伴い、第1条～第8条まで全面的に改定を行った。

(平成26年8月28日理事会承認)

平成26年11月19日 チャレンジリーグ再編成に伴い、第1条～第8条まで全面的に改定を行った。

(平成26年11月19日理事会承認)

平成 28 年 6 月 1 日

申請期間並びに内定の通知時期の見直しに伴い、第 5 条並びに第 7 条  
(1) 項、(3) 項の改定を行った。

(平成 28 年 5 月 18 日理事会承認)